

静岡労働局発表
令和8年4月17日

【担当】静岡労働局労働基準部
賃金室長 藤原 典子
賃金指導官 仲倉 大輔
(電話) 054-254-6315

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について

静岡労働局（局長 こくぶんかすゆき 國分一行）は、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃について、静岡地方労働審議会（会長 さきはら めぐみ 笹原 恵）からの答申に基づき、下表のとおり引上げを決定し、令和8年4月17日、官報に公示しました。これにより同年5月17日に効力が発生します。

同最低工賃は、静岡県内で車両電気配線装置製造業務に従事する家内労働者や委託者に適用されます。

【静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃】

業務	規格	現行金額	改正金額	引上額
カプラー差し	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき30銭	45銭	15銭
	15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき46銭	54銭	8銭
	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき53銭	62銭	9銭
	2メートルを超える電線について行うもの	1本につき65銭	76銭	11銭
チューブ通し	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき27銭	32銭	5銭
	15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき57銭	67銭	10銭
	50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき72銭	76銭	4銭
キャップ通し		1個につき49銭	57銭	8銭

（注）「カプラー差し」は端子1本について、「チューブ通し」はチューブ1本についての金額をいいます。

補足資料

【家内労働について】

家内労働とは、メーカーや問屋等の委託者から部品や原材料の提供を受けて、家内労働者（内職者）が物品の製造や加工を行うものです。委託者と家内労働者との間には使用従属関係はなく、家内労働者は労働基準法の労働者ではありません。

【車両電気配線装置（自動車用ワイヤーハーネス）について】

自動車用ワイヤーハーネスは、複数本の電線を束ねたもので組電線とも呼ばれています。

その機能は、自動車や各種電動機器内の各部品間を接続することで、電氣的信号伝達回路や電気供給回路を作るものです。

自動車には、エンジンやメーター、ライト等を作動させるため、車体の各箇所にワイヤーハーネスが取り付けられています。

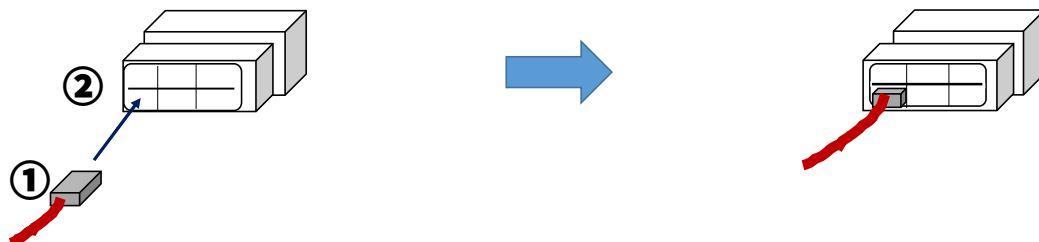
【最低工賃について】

最低工賃は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定められたもので、家内労働法において、都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定できるとされています。

静岡県内で最低工賃を設定している業務は、車両電気配線装置製造業のみとなっています。

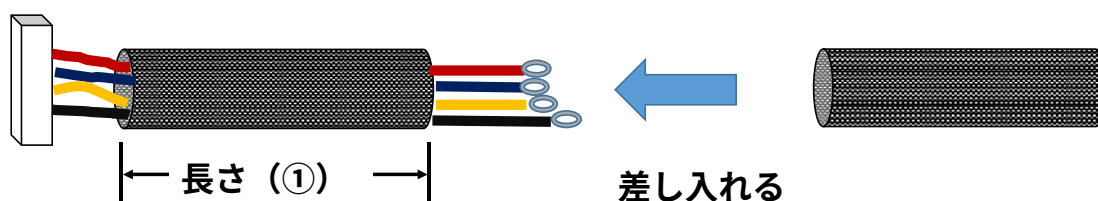
最低工賃に係る業務について

カプラー差しについて



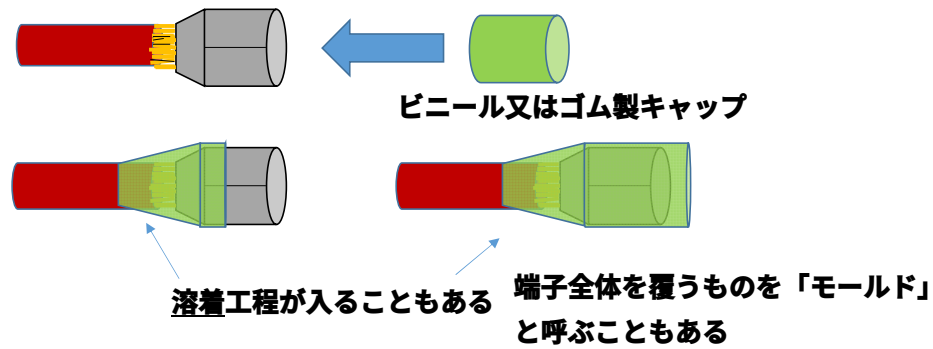
- ◇ 「カプラー差し」とは、電線の端末に取り付けられた端子（①）をカプラー（②）に差し込むことをいいます。
なお、「カプラー」のことを「コネクター」又は「ケース」ともいいます。
- ◇ 最低工賃は、電線の長さ毎にカプラーに端子1個を差し込む場合の工賃を定めています。

チューブ通しについて



- ◇ 「チューブ通し」とは、電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいいます。
- ◇ 最低工賃は、丸チューブの「長さ（①）」毎に工賃を定めています。

キャップ通しについて



◇ 「キャップ通し」とは、絶縁のために圧着部にビニール又はゴム製のキャップをかぶせることをいいます。